

# 令和7年度 伊予市自殺対策計画策定審議会 会議録

日 時 令和8年1月28日（水）午前10時～

場 所 伊予市総合保健福祉センター 2階 第1・2会議室

出席者 （会長） 田中美和委員

（副会長） 中平洋子委員

（委員） 有家佳紀委員、竹本厚良委員、西本直樹委員、出来和人委員、  
坂田雅子委員、西田洋一委員、白石由起委員、渡辺善寿委員、  
高石達也委員、米湊明弘委員

（事務局） 西山安幸健康増進課長、影浦ひとみ課長補佐、谷本恵子課長補佐、  
辻岡智係長、西尾早菜絵主任、井上美里主任

欠席者 東宏幸委員

次 第 1 開会

2 自殺対策の概要について

3 協議事項

（1）取組報告

①伊予市自殺対策計画推進庁内検討会議の報告（米湊委員）

②各関係機関からの報告

（2）意見交換

（3）その他

4 閉会

1 開会

2 自殺対策の概要について

伊予市の自殺の現状及び第2次伊予市自殺対策計画について事務局より説明

3 協議事項

（1）取組報告

①庁内検討会議の報告

（田中会長）

それでは議事に入ります。はじめに、伊予市自殺対策計画推進庁内検討会議について米湊委員よりご報告をお願いいたします。

（米湊委員）

市民福祉部長の米湊です。令和7年度自殺対策計画推進庁内検討会議の開催状況についてご報告いたします。本会議は10月27日月曜日午前10時より、市役所4階大会議室にて開催し、私を含め、総務部長、教育委員会事務局長、各関係課の課長級職員など、庁内

の関係部課長が出席いたしました。まず、事務局より自殺対策の概要について説明があり、その後、各課長から取組報告を共有し意見交換を行いました。各課の主な取組としては、総務課では職員向けゲートキーパー養成講座の受講促進、子育て支援課では最近DV相談も増えてきているなど、こども家庭センター等を通じた相談体制の強化、市民課では遺族支援のためのチラシ配布と窓口対応の周知、福祉課では生活困窮者支援や地域との連携、社会的つながりづくり、障がい者支援、ゲートキーパー養成講座の受講促進など多角的な支援、長寿介護課では高齢者の孤立防止や相談体制の整備、見守り活動の推進、社会教育課では文化・スポーツ活動を通じた生きがいくくりや人権啓発、学校教育課では不登校の児童生徒の支援体制の整備やフリースクールとの連携、といった報告がありました。

意見交換では、職員向けゲートキーパー養成講座の実施状況について事務局から補足がありました。これまでの計画では6年間で全職員の受講を目指して取り組んできましたが、令和6年度末時点で受講率は約95%と目標の100%には至りませんでした。今回の第2次伊予市自殺対策計画では、令和7年度から12年度までの6年間で新たな対象期間とし、これまでの受講歴をリセットした上で、改めて全職員の受講を目指して計画的に実施していく方針が示されました。今後も各課において職員への受講促進を図っていくことを確認しました。

また、SOSの出し方に関する教育についても、国の方針を踏まえた重要な取組として前向きな意見が展開されました。学校現場への通知文書の発出にあたっては、教育委員会事務局長及び学校教育課長から関係部局の連携を示すため、市民福祉部長及び教育委員会事務局長の連名での発出が望ましいとの提案がありました。これを受けて、令和8年度からは両者の連名で通知文書を発出していく方針といたしました。教育委員会事務局長からは、国の「こどもまんなか社会」の理念にも触れながら、庁内連携の重要性について改めて言及があり、教育委員会としても本取組に積極的に関わっていく姿勢が示されました。

また、子育て支援課からは、現在策定中のこどもまんなか計画においても、自殺対策やSOSの出し方教育が重要であるとの意見がありました。

こうした意見を踏まえ、行政と教育現場が一体となって子どもたちの命を守るという、関係機関の連携強化につながるものとして今後の展開が期待されます。

その他の報告事項として、11月の「過労死等防止啓発月間」に関連し、ゲートキーパー養成講座の受講後アンケートにおいて、睡眠時間が6時間未満の職員が一定数いる状況が明らかとなり、この結果を庁内検討会議で共有しました。これを受けて、月間に合わせて各部課長が率先して職員への声かけや健康への配慮を行うよう呼びかけを行いました。

今後も関係各課が連携し全庁を挙げて自殺対策に取り組んでまいります。

以上、ご報告申し上げます。

## ②各関係機関からの報告

(田中会長)

ありがとうございました。続きまして、関係機関・団体の皆さまからそれぞれの取組についてご報告いただきます。今回は6名の委員よりご報告を予定しております。次第に記載の順にお願いいたします。それでは高石委員よりお願いいたします。

(高石委員)

伊予市校長会の高石です。昨年度の実施状況については、各校毎月児童生徒の悩み調査を行い、それを基にした教育相談によって児童生徒の心の安定を図るようにしています。また、特に配慮が必要な児童生徒につきましては、教職員の共通理解を図って組織として対応しています。例えば本校におきましては、毎月の職員会議の時間を利用して情報交換を行っています。

SOS の出し方に関する教育については、学年の発達段階に応じて実施し、その中で悩みを抱え込まず、相談することの大切さについて伝えております。また、相談窓口に関する情報については、児童生徒及び保護者へ積極的に発信することができました。各校とも共通して、学期初めに相談窓口等の情報について周知しています。

今年度特に変わったこととしましては、大規模校において県や市の支援を受けまして、別室登校児童生徒に対する教職員が配置され、居場所づくりを行っております。

(出来委員)

社会福祉協議会では、民生児童委員協議会の定例会に定期的に参加し情報収集に努めております。また、定期的に出張相談会を開催したり、労働相談の場を設けたりしております。また、フードドライブを行い生活困窮者への食料支援を行っています。さらに、社会的に孤立し、就労経験のない方については、就労準備支援事業を利用いただき、生活費不足や多重債務者については、家計改善支援事業などの利用に繋げております。

生活困窮者自立支援事業ネットワーク連絡会においては事例検討を行っています。自殺のリスクとなるような貧困や介護、障がい、借金、ひきこもりなど複合的な課題を抱えた当事者を事例として挙げ、子ども、障がい者、高齢者に関わる職種で本人の取り巻く環境や今後の支援について話し合いを行いました。

ひきこもりについては、家族が話せる場の設置について今後検討をしていく予定です。また、ひきこもりについては社協として取り扱っている情報が少ないので、支援については手探り状態です。

(坂田委員)

地域包括支援センターといたしましては、何より高齢者の総合相談窓口であるという重要な役割がございますので、1年365日24時間いつでも電話で対応しています。窓口開設時には、ご本人のところに赴いて相談対応もできる体制ができておりますので、受けた相談に関しましてはきちんと伺って真摯に対応していくように努めております。その中で、経済的な問題を抱える方に対し、関係各機関と連携して問題解決に努めてまいりました。

また、自分からSOSを出せない方に関しましては、民生委員、見守り員、近所の方から情報をいただけるように日頃から関係性を構築しています。

(白石委員)

中予保健所における自殺未遂者の個別支援については、伊予市をはじめとする関係機関と協力しながら行っています。また、自殺未遂者相談支援事業を展開しております。この

事業は平成 29 年度から松山圏域で実施しており、内容としましては、医療機関などで自殺未遂をした方を把握した場合、同意が得られた方について、保健所に連絡していただき支援を行っていくものです。事業開始当初は二次救急医療機関に運ばれた方を中心として行っていましたが、同意を得て保健所に繋いでいただくことがとても難しく、事業を実施していく中でお声が挙がったのが、消防あるいは警察の方々にも協力機関として参画いただけないだろうかということでした。令和 7 年 8 月から消防と警察にも参画いただけることとなり、現在、支援件数が増えてきております。協力機関が増えたということは、保健所としても心強くもありますし、医療機関の受診までには至らなかった場合や、事業の説明をすることが難しかった場合など、消防あるいは警察が関わっているケースが増えてきており、とても嬉しく思っております。また、関係機関の方には保健所や市町がどのように対応したのかを概ね 1 ヶ月以内ぐらいにフィードバックする仕組みをつくっております。このフィードバックをすることによって医療機関の関係者からは、どのような対応をしているかがわかり、関係者のモチベーションや今後どのように同意を取るか、あるいは説明をするのがよいかという工夫にも繋がっているというようなお話をいただいております。

その他、中予保健所管内では自殺未遂者事例検討会を実施しております。多職種で事例検討会をしておりますので、関わったことがない方でも対応をイメージでき、それぞれの立場の役割や考えを確認する場となっております。

さらに人材育成として研修会を開催しております。昨日も全国の取組を紹介しました。先ほど米湊委員より庁内連携のお話がありましたが、庁内連携するためのツールを作り、いろいろな部署から情報が上がってくるというような事例や、あるいは断らない支援というところで、担当部署ではないから対応できないということではなく、まずは受け止める体制づくりをしている事例などを紹介しております。

また、自殺対策のワーキング部会を開催しており、未遂者だけではなく、自死遺族支援にも目を向けて支援の輪を広げていかなければいけないという意見があり、リーフレットを作成したところです。今後はそのリーフレットを用いながら普及啓発に取り組み、皆さまと協力して未遂者・自死遺族への支援を続けていきたいと思っております。

(渡辺委員)

伊予消防署の取組につきまして、先般も死にたいと救急要請され不安が強い例があり、自殺未遂者もしくは企図者ということでその方に同意をいただいて、保健所に報告するという形で協力体制をとっております。また、意識がないとか同意が困難な場合についても、個人情報保護法第 27 条で身体生命の危険があれば同意が取れていなくても報告できるという規定もありますので、そちらのほうも併用して中予保健所に連絡報告するというようなことも考えております。

それ以外の取組については、いただいたリーフレットを各種講習会やイベント等において配布しております。

また、ゲートキーパー養成講座を市でやっていただいておりますので、そちらに消防署職員も参加するようにしております。

(西田委員)

商工会議所の取組としましては、自殺の原因の1つでもある、働いている方の健康問題を起因とするものが多いということに関する取組であります。取組確認シートにも「全国の商工会議所と提携しているアクサ生命と連携し」と記述しましたが、商工会議所とアクサ生命がなぜ提携しているのかということをも説明したいと思っております。アクサ生命は1934年に誕生した日本団体生命を前身としており、初代会長には日本商工会議所の会頭を迎え、各地の商工会議所の会頭などが経営を主導したという経緯がございます。その関係で全国の商工会議所とアクサ生命が提携しまして、会員事業所の従業員の福利厚生制度などをサポートしており、全国515ヶ所の会社のうち511ヶ所が提携をしているという状況にあります。アクサ生命は共済制度や福利厚生制度を推進するための専任の営業スタッフ体制をとっており、中小企業の福利厚生の充実を目指すという目標を持ちながら商工会議所と連携し、会員企業を直接訪問するなどによって健康経営の推進に取り組んでおります。

経営者が従業員の心身の健康のために実施することや魅力的な職場づくりなど、従業員一人一人の働きがいと生きがいの醸成をサポートし、優良な健康経営を実施している企業に対しましては、健康経営優良法人の認定企業への申請を働きかけております。これら健康経営に関する取組が自殺対策に資するものと考えております。

その他、毎月会員向けのメルマガの配信により、メンタルヘルス対策を呼びかけています。

## (2) 意見交換

(田中会長)

次の意見交換に入る前に、事務局よりこれまでの取組報告を受けて提案があるようです。

(事務局)

今回、関係機関の皆さまからご提出いただいた取組内容を整理したところ、大きく3つの視点で課題や工夫が見えてまいりました。1つ目は「支援の届きにくさ」です。ひきこもりの方や支援を拒否される方、未遂後の支援など、支援が必要でありながら、なかなか繋がりにくいケースが多く報告されました。2つ目は「関係機関の連携」です。不登校や地域でのトラブル対応、救急対応など、複数の機関が関わる場面において、情報共有や連携の工夫が求められていることがわかりました。3つ目は「情報発信・周知啓発」です。支援制度や相談窓口の情報について、わかりやすい伝え方や地域での普及啓発の工夫が求められております。これら報告を踏まえ、ここからは3つのテーマに沿って意見交換をお願いできればと思います。

(田中会長)

ただ今、事務局から3つのテーマについて提案がありました。本日は3つのテーマごとにそれぞれの機関での取組状況やそれぞれの立場からのご意見をお伺いしたく思います。それでは1つ目のテーマ「支援の届きにくさ」について意見交換を行いたいと思います。

はじめに坂田委員にお伺いします。支援に拒否的な方への対応について、実際どのように関わっているかなど、もう少し教えていただけますでしょうか。

(坂田委員)

地域包括支援センターに話をしてもどうしようもないとか、自分でするから放っておいてくれと言う方は多々いらっしゃいますが、そういう場合でも放っておくわけにはいかなので、できる限り頻繁に短時間ずつ訪れて、少しずつ関係性をつくって話を聞いてもらえるよう努めております。また、本人だけではなくて、本人の信頼できる方がいらっしゃる場合は、その人と一緒に伺うとか、家族の人をお願いするなど、周りから外堀を埋めていき本人との関係性をつくるようにしています。対象者によって対応方法は変わってきますし本人の性格も千差万別なので、その方に合った取組方法を見つけて対応しています。

(田中会長)

ありがとうございます。では、出来委員にお伺いします。ひきこもりケースの把握状況や、実際どのように関わっておられるかについてお聞かせいただけますでしょうか。

(出来委員)

ひきこもりについては、相談や支援のケースが少なく年に数件しかない状態なので情報収集が不足している状況です。また、情報が少ないので支援についても実際に手探り状態でありますので、これについてもさらに議論を進めていきたいと思っております。

(田中会長)

ありがとうございます。ここで、有家委員にお伺いします。支援が届きにくい方への関わり方や、自殺未遂後の支援について医療現場で感じておられること、また、関わりの工夫があれば、このテーマのご見解も含めてお願いいたします。

(有家委員)

皆さまそれぞれの立場での努力を聞かせていただいて頭が下がるばかりです。医師の立場からみると「支援の届きにくさ」、「関係機関の連携」、「情報発信・周知啓発」について、これらを全て一括すれば自殺に関する情報処理についての問題であろうと考えます。高石委員や米湊委員から報告があったように、SOSを発信する側がSOSを出しやすくなるようにすることが必要であり、この問題をもっと深掘りしていくことが有効ではないかなと思います。対象者に支援やサービスを提示しても、拒否・拒絶されてしまうとそこで支援が終わってしまうので、対象者自身がSOSを出せる、困っていることを発信できるようにすることが大事なかなと思います。この問題に対する回答は一つだけではないと思いますが、例えばインターネットの活用が挙げられると思います。今はほとんどの人がスマホを持っている状況です。私が参加している学会や行政・裁判所の会議でもWeb会議等公式にインターネット等が活用されており、後戻りのない形で広がっています。今後SOSを出しやすくしようとするときには、インターネットの活用抜きに考えることはできないのではないかなと思います。それには当然リスクも伴いますが、そのリスクをカバーしつつ、どの

ように活用していくかということが1つ提案です。

お伝えしたいことの2つ目は、こちらのほうが重要なんですけども、自殺既遂者の事例検討の実施です。先ほど白石委員からは未遂者の事例検討や自死遺族への支援を行っているという報告があり、こちらは意義深いものであると考えますが、私の見解としては、自殺未遂者と既遂者では質が違うのではないかと感じています。未遂者へのアプローチは自殺未遂をしたということで、歴然と対象を絞りやすいですが、既遂者の事例検討を考えるとときには当事者は亡くなっており、当事者から情報を得ることはできない。自死遺族から情報を得ようと思っても、自死遺族はトラウマを抱えて事例検討どころではない状態にあるので、自殺既遂者の事例検討というのは困難を極めると思いますが、自殺既遂者の事例検討というものを行う努力が必要ではないかと思えます。

私の体験でいえば、業務上自殺に接する機会は通常の日常生活を送っている場合よりも多く、既遂者の事例検討を何十時間もかけて行ったことがあります。その検討会を通して、自殺の専門書を読んだり見たりすることとは全く別の知識・経験を得たという実感があります。個別性はあるとしても、自殺既遂者の事例を検討する以外に、自殺というものの本質を理解する道はないと考えており、頭で考えている自殺とは全く違うものがあると思えます。何かの参考になればと思えます。

(田中会長)

ありがとうございます。時間も限られておりますので次の2つ目のテーマ「関係機関の連携」について意見交換を行いたいと思えます。それではまず消防署の渡辺委員にお伺いします。救急の現場で自殺未遂のケースに対応される中で、特に子どもや若者への対応の現状、また連携の工夫などについてはいかがでしょうか。

(渡辺委員)

特に子どもの場合、本人の気持ちが言語化されにくく「今どうしてそういうことになったか」とか「どう感じているか」ということをなかなかうまく聞き取ることは難しいところがあります。また、救急隊は接触時間が短いためその中で急いで自殺企図の理由について聞こうとすると、どうしても防衛的になったり、沈黙になりやすくて話してもらえないという問題点があります。

再企図のリスクを把握することもなかなか難しく、一時的に落ち着いて見えている場合家族に引き渡しをしますが、その後のリスクの管理が難しい状況です。連携については、保健所なりに個人情報を送る（情報の共有にあたっては、個人情報保護法及び関係条例に基づき実施することを前提。）という形で取り組みたいと思っております。

(田中会長)

ありがとうございました。続きまして、中予保健所の白石委員にお伺いいたします。自殺未遂者支援事業などを通じて課題も多いと伺っておりますが、関係機関との連携を進める上で、うまくいっている点や工夫されていることなどはいかがでしょう。

(白石委員)

中予保健所では関係機関の方から情報提供をいただいたら、必ず状況についてお返しするという心を心がけております。日頃から情報共有については、状況が落ち着いているときも、不安定になったときも「こういう状況です」と電話で共有しておくことを心がけているところです。保健所から状況を発信していく中で、関係機関の方からも「こんなことを言ってもいいでしょうか」ということがあります。日常のことを連絡いただくと、例えば緊急の対応をしないといけないときにも本人の状況がわかりますので支援に役立っています。連携を図るために、何かあったときだけではなく、何かがなくても関係機関の方とこまめに連絡を取り合うことを心がけています。また、3年前に、緊急対応した事例などについて、警察や関係機関を回らせていただきお話を伺いました。お互いの考えのすり合わせを行い、このときはこうだったからこういう対応をした、こういう役割があって、ここまではできるけどここからは対応が難しい、というお話などを聞かせていただきました。このように、関係機関の方々の役割や考えを知り、こちらの役割、考えなどを伝えていくことを日常の中で行っていることが私達の取組になります。

(田中会長)

ありがとうございました。引き続きまして、司法書士会の竹本委員にお伺いいたします。日頃の相談対応の中で、地域その他機関との連携についてはいかがでしょうか。また行政や関係機関で発信している相談や事業等のチラシ活用の可能性についてお伺いします。

(竹本委員)

県の司法書士会では、数は少ないですが年に数回、自己破産など司法書士が関われる相談会を関係機関等と一緒に協働して行っています。自殺対策としては、自己破産、多重債務、成年後見制度に悩む相談者のリスクが高いと思われるので、個別的にそういう相談を受けたときには、金額が安くなる法テラスを通じて解決を図ることをご提案しています。

成年後見制度の関係については、伊予市の地域包括支援センターと連携して解決することもありますし、包括から声をかけられることが多いです。数は少ないですが、お話を聞いて成年後見制度を利用するほどではない事例の場合、福祉サービス利用援助事業について情報提供し、一度専門の相談窓口でお話を聞いてみたらどうですかという説明をすることもあります。

また、相談や事業のチラシの活用の件については、個々の事務所では関連する件数は少ないと思われます。県の司法書士会では定期的に相談会を受け付けていますので、そのときに活用できる可能性はあると思いますが、ただ伊予市に限ると、配布できる数は少ないかもしれません。

(田中会長)

ありがとうございました。引き続き高石委員にお伺いいたします。配慮が必要な児童生徒が年々増加している中で、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携して取り組まれていることについていかがでしょうか。

(高石委員)

まずスクールカウンセラーについては、年間40日・1日4時間の勤務で、各中学校に配置されております。小学校には必要に応じて来ていただくことになっております。例えば本校では、今年は学期に1回来ていただいております。良くも悪くも本校ではカウンセリングの実績はありませんが、中学校へ上がったときの顔繋ぎになるということで、子どもたちにカウンセラーの顔を覚えてもらうという意味合いもあります。小規模校では、例えば学期に1回子どもたち全員に対して教育相談をスクールカウンセラーが行っている学校もございます。

スクールソーシャルワーカーについては、現在2人体制で、一人当たり年間92日以上勤務になります。こちらにつきましては年度末に調査があり、その中で希望する学校に派遣されるという形をとっております。本校につきましても月に2回各教室を覗いていただき、必要に応じてケース会議に参加していただいております。

また、登校しづらいお子さんがいる家庭に訪問していただき、子どもや保護者から話を聞いて人間関係の構築を図っていただいております。スクールソーシャルワーカーは関係機関と家庭、あるいは学校とを繋ぐ役割がありますので、連携を図る上で非常に大きな役割を担っていただいております。

(田中会長)

ありがとうございました。ではここで中平委員にお伺いします。関係機関が連携を進めていくために必要なことについて、地域づくりの視点も踏まえ、本テーマのご見解をお聞かせいただけますでしょうか。

(中平委員)

私は日頃直接現場に出ることはありませんので、皆さまの努力が本当に素晴らしいなと思って聞かせていただきました。テーマ内容と少し変わるかもしれませんが全体的なこともお話させていただけたらと思います。

先ほど、事務局から取組確認シートを取りまとめたときに3点が課題であると教えていただきましたが、このシートを見たときに私はこの3点が浮かび上がってきませんでした。皆さまがこんなことに困っているということを読み取れず、まとめていただいたものをお聞きして初めて気づきました。なので、実践報告も別途必要にはなりませんが、この困り事がもう少し具体的に出てくると連携がしやすくなるのではと思いました。保健所の方が考えのすり合わせをして、とてもうまくいっている感じがするとおっしゃっていましたが、本当にその通りだと思います。顔を合わせて考え方や役割を確認することは大事だと思いますので、亡くなった方の事例検討を通して、連携する上での今の困難を議題にして話をすることがとても大事ではないかなと思います。

また、行っても行っても断られるとか、頑張っても頑張っても亡くなる方がいらっしやると、現場の方々がしんどい思いをされたり気が滅入る気持ちになりそうになることもあるかと思いますので、支援する人への支援が必要だと思います。なんとなく困り事を話し合う場が持てたり、既遂の方の深い事例検討をする中で気持ちの吐き出しができることス

タッフの皆さまの気持ちを立て直す機会になるのではないかと思います。

また、話がずれるかもしれませんが、体温を感じながら、人に大事にされ関心を寄せてもらうことで自分が本当に大切な存在だと感じることができるようにするプロセスも必要だと思います。一方では、今の若い方は ChatGPT に悩みを相談しています。友達でもなく親でもなく ChatGPT とやり取りをして悩みを相談している現状なので、人だけでなく、そのようなツールを紹介することも有効ではないかと思います。厚生労働省でも LINE など 24 時間相談を受け付ける窓口をいくつか公表しており、対人だけではない相談窓口を周知していくということも有効だと思います。近しい人だから言いにくいこともあるかも知れませんが、ネット上での相談はその後のことや現状がつかめなくなりますが、命を繋ぐという意味では有効なツールかと思っています。

(田中会長)

ありがとうございました。ここまでのご意見を踏まえ、市としての連携の方向性について、米湊委員にご意見をお伺いしたいと思います。

(米湊委員)

本日、各委員よりいただいたご意見からも、1つの関係機関・団体の対応には限界があると感じました。やはり各機関の日頃からの情報共有、連携が重要であると再認識いたしました。市としましても、こちらの計画書の45、46ページの図のように、各機関と連携しながら、地域全体で支える仕組みづくりを進めてまいります。またこの図の真ん中のところに市民の役割として「自殺対策に関心を持ち、理解を深めるとともに身近な人の悩みに早めに気づき、声をかけ、話をよく聞き、必要な相談先に繋がります」と記載されており、市としましても市民の方々への自殺対策、また SOS の発信などについて関心また理解を深めていただくような取組を進めてまいりたいと考えております。皆さまにおかれましては今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

(田中会長)

ありがとうございました。最後に3つ目のテーマ「情報発信・周知啓発」について意見交換を行いたいと思います。まず商工会議所の西田委員にお伺いします。会報や広報に掲載されている内容について、反応はいかがでしょうか。また周知や啓発に関して「このような協力ができそう」といったお考えがあればぜひお聞かせいただきたいと思います。

(西田委員)

経営者の方には様々な悩みがあり、それが自殺の原因になる場合もあります。例えば経営上の問題や、融資の金銭のやり取りの問題などが挙げられます。それに対して会報やメルマガ、毎月のメール配信で弁護士・社会保険労務士・中小企業診断士の相談会の情報や、それぞれ自分の抱える悩みを相談できる体制について発信しています。それに対してよく相談を持ちかけられることもございますので、現在悩んでいる方に対しては一定の効果があるのかなと思っております。

またストレスチェック制度の活用について毎月発信しており、こちらは実際に活用され

ているかどうかは確認することはできませんが、活用されていれば効果が出るのではないかなと思っております。

伊予市の場合、会員の8割が大体5人以下の従業員がいる企業となっており、従業員が0人で、一人親方のような個人経営の方が5割ぐらいであり、そのような小規模企業に対して健康経営などに関心を持っていただくことが大事ではないかと思えます。従業員の多い企業は人材確保や福利厚生についての関心が非常に高いので、健康経営に関する発信に対しての反応はすごくいいと思えます。

また、他機関から周知啓発したいものがあれば協力できるのかということについては、会員企業に役立つものであれば、内容を確認の上、会報のチラシやメルマガで発信できることがあると思えます。

(田中会長)

ありがとうございました。続きまして先ほどの商工会議所からのご報告も踏まえまして、愛媛産業保健総合支援センターの西本委員にお伺いいたします。事業者への支援を行う中で工夫されていることやストレスチェックの活用方法、職場での支援のあり方など、現場で感じておられることがあればお聞かせいただけますでしょうか。

(西本委員)

愛媛産業保健総合支援センターでは、働く人の健康支援と教育等の実施をしております。特に、労働者50人未満の事業所の方の健康診断の事後指導やメンタルヘルス対策、両立支援対策を行っております。今年度の5月に厚生労働省が労働安全衛生法の大きな改正を行いました。2年後には50人未満の事業所のストレスチェックが義務化になります。当センターでは、自殺に至る前に労働者や事業主の方にストレスチェックを行っていただき、サインに気付いていただけるようなフォロー等を実施しております。また、当センターでは毎週1回産業保健セミナー等を実施しております。来年度のおそらく4月から5月に、厚生労働省から50人未満の事業所向けのストレスチェックの実施要綱のマニュアルが発出される予定となっておりますので、松山及び新居浜地区で大体100人規模の事業所に対してセミナーを実施する予定です。

まだ当センターの知名度が低いということで、なかなか事業所の方にも知られていない状況のため、「産業保健総合支援センターが何時何分何秒をお知らせします」などFM放送で周知していますので、もしメンタルヘルスに関する相談等ありましたら当センターに情報提供していただいてご利用していただけたらと思えます。

また、先ほど商工会議所の西田委員より、事業主1人だけの企業が多いというお話がありました。石綿の裁判（建設アスベスト訴訟における最高裁）の判決を踏まえ、今年度から事業主1人（一人親方）であっても支援ができるような形に変わっておりますので、該当する方への支援についても当センターの活用をぜひお願いしたいと思えます。

(田中会長)

ありがとうございました。皆さまの報告の中で様々な周知啓発に取り組まれていることが伝わってまいります。そこで中平委員にお伺いいたします。地域の理解促進や啓発のあ

り方について、このテーマのご見解を含めてお聞かせいただければと思います。

(中平委員)

アイデアを豊かに持たれて様々な部署で皆さま取り組まれていらっしゃると思いますのでこれ以上何かあるということもありませんが、自殺だけをターゲットにやっていくと受ける側も難しいので、健康や経済問題、定年退職のようなライフスタイルなど、様々な自殺支援の入口を考えて関わるときに対応するということがよいのではないかと思います。市役所の市民課で死亡届を受けたときにリーフレットをお渡しするという報告がありました。色々な生活の場面で切り口がないか考えてみるのがよいと思いました。健康問題では色々な切り口がありますが、窓口自ら足を運ぶことができる方々だけでなく、むしろ潜在的な困難を抱え支援につながりにくい方々に、地域包括支援センターのように支援者が訪問してアプローチすることも有効だと思いました。また先ほども少しお話ししましたが、人と関わらなくても相談できる窓口の紹介もいいかと思います。学校には相談室があり、さっと利用する方もいれば、困っているように私達から見えても「いえいえ私はそこまでではありません。相談室を利用するほどではありません。」とおっしゃることがあります。なのでそこを訪れることは難しくても、ChatGPTに相談したり、LINEで責任を持って答えてくださる方がいる窓口につながる方がいいのかなと思います。

最後に、本当に地域としてとても頑張っておられるなというのが今日の報告を受けて思いました。

(田中会長)

ありがとうございました。お時間となりましたので以上で意見交換を終了したいと思います。皆さまからいただいたご意見は今後の連携や取組の参考にさせていただきます。

(3) その他

3月3日に開催予定の自殺対策に関する研修会の周知依頼について事務局より説明

4 閉会

(田中会長)

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。皆さまにはスムーズな会の進行にご協力をいただき誠にありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しいたします。

(事務局)

会長ありがとうございました。委員の皆さま、長時間にわたり熱心にご審議いただき誠にありがとうございました。委員の皆さまからいただいた貴重なご意見は今後の自殺対策を進めていくうえで大変参考となるものであったと思います。今後とも各機関が連携し伊予市から自殺者を出さない環境づくりにご協力をお願いします。

以上をもちまして伊予市自殺対策計画策定審議会を終了いたします。

午前 11 時 15 分 閉会